

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条第3項並びに同法第43条第1項の規定により、平成28年2月10日付けで次の10法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由及び取消しとなった法人の概要

(1) 3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

| 特定非営利活動法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|--------------|---------------------|--|
| 浪花町十六番倉庫 | 釧路市浪花町五丁目5番地 | この法人は、釧根地域の人々、または釧根地域を愛する人々と共に、芸術文化活動に関する事業を実施、或いは企画して、地域の振興に寄与することを目的とする。 |
| 農業者の会 | 千歳市根志越2497番地の4 | この法人は、農業後継者及び新規農業従事希望者に対して、農業教育研修に関する事業を行ない、修了者に対し新規就農を支援し、安全・安心・安定な国産食料を増産することにより、総合産業である食料生産関連分野での職業能力の開発と雇用機会の拡充を支援し、恒久的な治山治水による国土保全と環境保護を行い、農林水産文化の継続に寄与することを目的とする。 |
| 北海道こども放送局 | 滝川市栄町一丁目4番6号 水口方 | この法人は、動画によるインターネット放送を通じて北海道の頑張っているこどもたち、元気なこどもたち、輝いているこどもたちの姿を発信し、こどもたち及びその家族、周囲のおとなたちを勇気づけるとともに、放送事業に伴って派生する各種の活動を市民参加型のイベント等にまとめ上げることによって、一層の活力を呼び込み、以って北海道全体の元気づけに寄与することを目的とする。 |

| | | |
|--------------|---------------------------------|---|
| 富良野物産協会 | 富良野市本町7番10号 | この法人は、地場産品の紹介・宣伝・普及、販路拡大と市場の確立強化、雇用の促進と活性化、新製品・新技術等の研究・開発等を行い、富良野地域の地場産業の振興を図ることを目的とする。 |
| U・zinニニウ自然の国 | 札幌市中央区北五条西十二丁目2番地23 | この法人は、占冠村ニニウ自然の国の広域区域を利用し生涯学習事業や文化芸術の育成に携わる団体及び個人への活動支援を行い、自然環境を保持し村民と多数の人たちとのコミュニケーションを図る事により、村の精神的・経済的な活性化の増進に寄与することを目的とする。 |
| スローウェーブすんく村 | 帯広市西四条南十五丁目4カノウビル3Fデジタルグラフィックス内 | 本法人は、あらゆる問題解決を、「思いやり」を基本とした話し合いや行動によって行い、たくさんのいのちのつながりの中で、共に安心して暮らし、生きていくことのできる「永続可能な社会」を創造することを目指し、国内外の協力を得ながら、十勝地域において、環境に優しい暮らし方や食の安心安全などを提案実践すると共に、それらにともなう経済の活性化を図ることで、人と人とが支え合い、豊かに暮らすまちづくりに寄与することを目的とする。 |
| 大作 | 帯広市西四条南十九丁目7番地1 | この法人は、障がい者及び障がい児を対象として、障害者自立支援法の居宅介護事業、行動支援、地域生活支援事業を主とし地域に根ざし地域福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 訪問介護ステーションきら | 帯広市西十三条北六丁目4番地9 | この法人は、介護援助が必要な高齢者や、その家族に対して、地域社会に根ざした介護サービスに関する事業を行い、高齢者が穏やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与する事を目的とする。 |
| たちあがれ釧路 | 釧路市幸町五丁目6番地8 | この法人は、釧路市民に対して、まちを愛する担い手づくりに関する事業を行い、市民主体のまちなか再生に寄与することを目的とする。 |

(2) 設立の認証があった日から六月を経過しても設立の登記を行っていないため。

| | | |
|---------------------------|---------------|---|
| げんきワン総合型 地域スポーツクラ ブ | 北見市光西町169番地38 | この法人は、地域住民に対して、健康促進を目的としたスポーツなどに関する事業を行い、健康に係る問題の改善や解決を図り、体力の向上とスポーツの促進に寄与することを目的とする。 |
|---------------------------|---------------|---|

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第13条（成立の時期等）第3項

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。